

大阪市不妊検査費助成事業に関するQ&A

No.	質問事項	回答	カテゴリー
1	この助成の概要について	大阪市不妊検査費助成事業は、将来的に子どもを授かることを希望する夫婦への支援策として、夫婦そろって早期に不妊検査を受け、必要に応じて適切な治療を始められるよう、不妊検査に要する費用の一部を助成するものです。	制度の概要
2	助成の対象となる検査や治療はどのようなものになりますか。	医師が必要と認めた不妊検査が助成対象となります。 <例：抗ミュラー管ホルモン検査（AMH）、卵管造影検査、フーナーテスト、超音波検査、頸管粘液検査、精液検査、内分泌検査、感染症検査、風しん抗体検査、子宮がん検査など> ただし、同じ内容の検査であっても、一連の不妊治療において行われる検査については助成対象外です。	制度の概要
3	助成対象となる要件	次の要件を全て満たすことが必要になります。 1. 申請日時時点で、夫婦のうちいずれかが大阪市内に住所を有すること。 2. 検査開始日時時点で夫婦であって、妻の年齢が43歳未満であること。 3. 不妊症の診断・治療計画のため医師が必要と認める一連の検査を、産科、婦人科、産婦人科又は泌尿器科を標榜する保険医療機関にて実施していること。 4. 上記3の検査を、令和5年4月1日以降に夫婦ともに受けていること。 5. 助成対象となる検査について、他の自治体で助成を受けていないこと。	制度の概要
4	申請は何回できますか。	申請は、夫婦1組につき1回に限ります。	制度の概要
5	年齢制限はありますか。	検査開始日時時点で妻の年齢が43歳に満たない方が対象になります。	制度の概要
6	助成金の上限はいくらですか。	助成金の上限は5万円です。保険適用の有無を問わず、自己負担額に対して助成します。	制度の概要
7	申請の締切について	不妊検査が終了した日（夫婦いずれか遅い方）から1年以内に申請してください。 例えば、全ての検査の終了日が2023年4月10日の場合の申請期限は、翌2024年4月9日までとなります。	制度の概要
8	どこに住んでいても申請は可能ですか。	申請日時時点で夫婦のいずれかが大阪市内に住民登録をしている場合、申請は可能です。	助成対象者
9	夫婦別々の都道府県・市町村に住んでいます。申請可能ですか。	夫婦別居の場合でも申請可能です。ただしその場合、申請書の夫婦それぞれの氏名欄の右側にあるメイン申請者のチェック欄は、必ず大阪市内に住民登録をしている方にチェックをしてください。また、申請の際には夫婦それぞれの住民票の写し（※）をご提出ください。 ※区役所やコンビニ等で取得いただいた原本	助成対象者
10	未入籍の事実婚夫婦です。申請可能ですか。	事実婚夫婦の方も申請可能です。申請の際、夫婦それぞれの世帯全員と続柄が記載された住民票の写しの提出が必須となります。また、夫婦それぞれの戸籍謄本と事実婚関係に関する申立書の提出が必要となる場合があります。 ※実施医療機関において婚姻関係の確認ができていない場合は、戸籍謄本と事実婚関係に関する申立書のいずれも必要ありません。	助成対象者
11	外国籍の夫婦です。申請可能ですか。	外国籍の夫婦の方も申請可能です。申請の際に、結婚証明書等婚姻関係を確認できる書類をご提出ください。 ※実施医療機関において婚姻関係の確認ができていない場合は必要ありません。	助成対象者
12	検査開始時点では42歳でしたが、検査が終わる前に43歳になりました。助成対象になりますか。	助成対象になります。検査開始日時時点で42歳であれば、検査終了日までに43歳になっても助成対象の要件を満たします。	助成回数・年齢・金額
13	全ての不妊検査がまだ終了していませんが、かかった費用がすでに上限の5万円を超えました。検査終了を待たずに申請しても大丈夫ですか。	夫婦どちらも不妊検査をしていれば、費用が上限の5万円を超えた段階で申請することが可能です。ただし、5万円を超えた時点で、一旦、検査終了とみなして、医師が証明書を記載した場合に限ります。	助成回数・年齢・金額
14	妻の不妊検査にかかった費用だけで上限の5万円を超えました。夫はまだ検査を受けていませんが、申請しても大丈夫ですか。	申請できません。本事業は、夫婦そろって受けた不妊検査にかかった費用について助成をするものです。夫婦いずれかの不妊検査だけで上限5万円を超えた場合でも、必ず夫婦ともに不妊検査を受けてください。	助成回数・年齢・金額
15	医療機関の指定はありますか。	医療機関の指定は行っていません。ただし健康保険法に定める、産科、婦人科、産婦人科又は泌尿器科を標榜する保険医療機関に限ります。保険医療機関であれば、大阪市内の医療機関でも助成対象となります。	対象となる検査
16	いつ受けた検査が助成対象になりますか	令和5年4月1日以降に検査を開始し、検査開始日から1年以内に検査を終了した不妊検査が助成の対象となります。	対象となる検査
17	保険適用（または、保険適用外）の検査しか実施していませんが、助成対象になりますか。	助成対象となる検査は、保険適用の有無を問いません。	対象となる検査

大阪市不妊検査費助成事業に関するQ&A

No.	質問事項	回答	カテゴリー
18	助成の対象にならない費用はありますか。	検査に直接関係のない費用については助成の対象外となります。 <例：受診等証明書を作成してもらう際にかかる文書作成料、入院時の食事代・差額ベッド代、統合医療（鍼灸治療・マッサージ・サプリメント等）にかかる費用など>	対象となる検査
19	夫婦が別々の日に不妊検査を受ける場合、検査開始日・検査終了日の基準はいつになりますか。	検査開始日は、一連の検査の中で夫婦それぞれが初めて検査を受けた日のうちのいずれか早い方、検査終了日は、夫婦それぞれが検査を受け終わった日のうちのいずれか遅い方が基準になります。	対象となる検査
20	最初の検査を受けてから、検査終了日まで1年以上の期間が空いています。申請可能ですか。	申請できません。検査開始日から1年以内に全ての検査を終了した不妊検査が助成の対象となります。	対象となる検査
21	夫婦が別々の医療機関で検査を受けた場合でも助成対象になりますか。	助成対象になります。その場合、それぞれの医療機関で証明書を作成していただく必要があります。	対象となる検査
22	不妊検査を受けている途中で妊娠が分かりました。まだ検査は終了していませんのですが、申請しても大丈夫ですか。	夫婦どちらも不妊検査をしていれば、申請可能です。	対象となる検査
23	子どもがすでにいるのですが、初めて不妊検査を受けました。助成対象になりますか。	子どもの有無にかかわらず、初めて不妊検査を受けられた方は助成対象になります。	対象となる検査
24	以前不妊検査を受けたのですが、再度不妊検査を受けました。どちらの検査も助成対象になりますか。	以前の不妊検査で助成金を申請していない場合は助成対象となります。ただし、以前行った不妊検査の後、不妊治療を開始された場合は、前回の検査分が今回の検査分がどちらか一方しか申請出来ません。また、検査終了から1年以上経過しているものについては、申請できません。 ※最初に検査を受けた医療機関から紹介状をもらい他院にて改めて検査を受けた、などの場合は、それぞれの医療機関で受けた検査の費用を合算して申請が可能です。	対象となる検査
25	子宮頸がん検診を自治体の制度を利用して受診したが、この検査を不妊検査費に加えていいか。	自治体からの助成を受けて実施した子宮頸がん検診等の検査については、不妊検査費に含めることは出来ません。	対象となる検査
26	以前別の自治体で不妊検査をして助成金を受けたことがあります。再度改めて不妊検査を受けたのですが、助成対象になりますか。	過去に他の自治体で受けた同様の助成については、本事業での助成回数には含めません。ただし、他の自治体ですでに助成を受けた検査を、再度本事業で二重に申請することはできません。	対象となる検査
27	不妊検査で、先進医療に含まれている検査（例：子宮内細菌叢検査2（子宮内フローラ）など）を受けました。不妊検査費の助成金と、特定不妊治療費（先進医療）の助成金、どちらで申請したらよいですか。	先進医療に含まれる検査を初期の不妊検査で受けた場合は、本事業にて助成いたします。一連の治療計画の中で保険診療の特定不妊治療と併用して先進医療に含まれる検査を実施した場合は、「特定不妊治療（先進医療）助成事業」の方で申請してください。	対象となる検査
28	申請の際に必要な書類について。	以下の書類が必要になりますのでご準備ください。 1. 大阪市不妊検査費助成事業申請書（様式第1号）※郵送での提出の場合のみ 2. 大阪市不妊検査費助成事業受診等証明書（様式第2号） 3. 大阪市に住所を有することを証明する書類（住民票の写し） 4. 夫婦であることを証する書類（戸籍謄本）※必要な方のみ 5. 事実婚関係に関する申立書（様式第3号）※必要な方のみ 6. 振込先金融機関の通帳・キャッシュカードなど（任意） なお4・5については、実施医療機関において婚姻関係の確認ができていない場合は提出の必要はありません。 詳しくは、本市ホームページ 「不妊検査費助成事業について」 にてご確認ください。	必要な書類
29	夫婦のどちらが申請者になっても良いのですか。	申請書では「申請者（夫）」「申請者（妻）」としているため、夫婦双方が申請者となります。夫婦それぞれの氏名欄の右側に、メイン申請者のチェック欄がありますので、メインとなる方どちらかにチェックをつけてください。 単身赴任等により夫婦が別居している場合は、大阪市内に住民登録をしている方がメイン申請者となるようにしてください。	必要な書類
30	金融機関の口座名義は誰でもいいですか。	申請者である夫婦のうちの、メイン申請者に設定した方の名義の金融機関口座を指定してください。	必要な書類
31	婚姻後間もないため、金融機関の口座名義が旧姓のままです。申請可能ですか。	可能です。今回の申請者と金融機関の口座名義人が同一人物である旨を明記した「振込口座についての申立書（様式第4号）」を提出してください。	必要な書類

大阪市不妊検査費助成事業に関するQ&A

No.	質問事項	回答	カテゴリー
32	ゆうちょ銀行に助成金を振り込んでほしいです。支店名や口座番号がわかりません。	ゆうちょ銀行の通帳の1ページ目に、他行からの振込口座として利用する際の支店名や口座番号が書かれているので、そちらをご確認ください。お手元に通帳がない場合は、ゆうちょ銀行のホームページで記号と番号を入力して調べることが可能です。 https://www.jp-bank.japanpost.jp/kojin/sokin/furikomi/kouza/kj_sk_fm_kz_1.html	必要な書類
33	医療機関を受診した際の領収書は提出しなくていいのですか。	提出は必須ではありません。治療金額は医療機関にて発行された受診等証明書をもって確認します。なお、証明書の内容に疑義が生じた場合は、領収書の提出を求める可能性がありますので、申請後も領収書の保管をお願いします。	必要な書類
34	住民票の写し・戸籍謄本の記載内容で必要なものは何ですか。	住民票の写し・戸籍謄本ともに、助成金申請の受付日から3か月以内に発行されたものが有効になります。記載事項については、以下の通りです。 住民票の写し：夫婦両方とも記載あり／世帯主・続柄記載あり／マイナンバー記載なし 戸籍謄本：世帯全員記載	必要な書類
35	住民票の写し・戸籍謄本は、コピー機で複写したもので申請は可能ですか。	コピーしたものでの申請は不可です。区役所やコンビニ等で取得した原本を提出してください。	必要な書類
36	住民票の写しは夫婦それぞれ1枚ずつ発行した方がよいですか。	夫婦とも同じ住所地に住んでいる場合、住民票は1枚（夫婦2人分の記載があるもの）で問題ありません。単身赴任等により別居している場合は、夫婦それぞれの住民票の写しを提出してください。	必要な書類
37	配偶者が海外に居住しており、住民票の写しを提出できません。申請可能ですか。	申請可能です。海外在住のために住民票の写しの提出ができない旨を明記した申立書（様式は特に定めません）を提出してください。	必要な書類
38	住民票で婚姻関係の確認ができるので、戸籍謄本の提出はしなくて大丈夫ですか。	実施医療機関で婚姻関係の確認ができていない場合は、提出の必要はありません。 医療機関で婚姻関係の確認が取れていない場合は、戸籍謄本の提出が必要になります。その際にご準備いただく戸籍謄本は、助成金申請の受付日から3か月以内に発行された、世帯全員が記載されているものになります。	必要な書類
39	事実婚夫婦が申請の際に必要な書類は何ですか。	実施医療機関で事実婚関係の確認ができていない場合は、婚姻関係の確認ができる書類の提出の必要はありません。 医療機関で婚姻関係の確認が取れていない場合は、書類の提出が必要になります。その際、重婚していないかの確認が必要になるため、夫婦それぞれの世帯全員が記載された戸籍謄本と、「事実婚関係に関する申立書」を提出してください。	必要な書類
40	外国籍の夫婦なので、戸籍がありません。婚姻関係の証明はどうしたらいいですか。	実施医療機関で婚姻関係の確認ができていない場合は、婚姻関係の確認ができる書類の提出の必要はありません。 医療機関で婚姻関係の確認が取れていない場合は、結婚証明書など婚姻関係の確認ができる書類の提出が必要になります。外国籍の方は、独身証明書（婚姻要件具備証明書）が必要になります。	必要な書類
41	どのように申請すればよいですか。	大阪市行政オンラインシステムでご申請いただけます。申請書以外の書類は全て写真撮影した画像を添付して申請することが可能です。 初めてご利用の方はユーザー登録をしてからのご利用となります。ログイン後、「大阪市不妊検査費助成事業」のページから入力フォームに必要事項を入力し、申請書以外の書類の画像を添付したら、申請完了となります。 また、郵送の場合は、必要書類をこども青少年局子育て支援部管理課宛てに送付してください。特定記録郵便等、なるべく記録の残る送付方法でお送りください。普通郵便で送付した際の郵送事故等については、責任を負いかねます。郵送事故等により申請期限に間に合わなかった場合でも、申請の受付はできかねますのでご留意の上でご送付ください。	申請方法
42	申請日はいつになりますか。	行政オンラインシステムによる申請は、申請が完了した日（申請完了画面で「申込番号」が表示されたら申請は受付されています）を申請日として取り扱います。 郵送による申請は、申請書類がこども青少年局管理課に到着した日を申請日として取り扱います。期限には余裕をもって申請してください。	申請方法

大阪市不妊検査費助成事業に関するQ&A

No.	質問事項	回答	カテゴリー
43	提出書類の画像添付で、書類の枚数が多く全て添付できません。どうしたらいいですか。	1つの書類が複数枚あり全て添付しきれない場合は、書類2枚を並べて画像1枚に収まるよう撮影しても構いません。その際、端の方の文字が見切れてしまったり文字が小さく写る恐れがありますので、なるべく明るい場所で、書類2枚がフレームからはみ出ないように、また、文字が読み取れるよう鮮明な画像となるように注意して撮影してください。	申請方法
44	必要書類の発行が遅れていて、申請期限に間に合いそうにありません。どうしたらいいですか。	申請期限に間に合わない旨を、こども青少年局管理課まで必ず電話【電話番号：06-6208-9966】でのご連絡をお願いします。連絡なき場合の申請期限超過については、いかなる理由においても受付できません。	申請方法
45	申請後に記入間違いや添付書類漏れなどの不備がありました。どうしたらいいですか。	ご自身で気づかれた場合、行政オンラインシステムでの申請の場合は、こども青少年局管理課までご連絡の上、ご自身で申請の取下げができますので、取下げ後に、再度、修正したもので申請し直してください。郵送の場合は、気づいたタイミングで速やかに正しい書類・不足書類を再送してください。 こちらでの書類審査中に不備を確認した場合は、行政オンラインシステムでの申請の場合は、申請差戻しの処理をします。マイページの「申請状況のお知らせ」より当該の申請を見ていただくと、修正・追加の必要な項目に赤字で表示されますので該当の箇所を修正し、速やかに再申請をお願いします。郵送の場合は、申請書もしくは住民票の写しに記載の住所あてに書類不備のお知らせを郵送でお送りしますので、正しい書類・不足書類を再提出してください。	申請方法
46	書類の不備があり、再度提出します。申請日はいつになりますか。	行政オンラインシステムの場合は、再申請が完了した日、郵送の場合は、再提出した書類がこども青少年局管理課に到着した日を申請日として取り扱います。再提出については、申請期限を過ぎても取り扱います。	申請方法
47	行政オンラインシステムの申請方法で不明な点があります。どうしたらいいですか。	助成金については、こども青少年局管理課までご連絡ください。【電話番号：06-6208-9966／メールアドレス： funin@city.osaka.lg.jp 】 行政オンラインシステムの使用方法については、サイト内のヘルプやよくあるご質問のページからご確認ください。 【ヘルプ： https://lgpos.task-asp.net/pr/271004/ea/residents/manual/index 】 【よくあるご質問： https://lgpos.task-asp.net/pr/271004/ea/residents/portal/faq 】	申請方法
48	オンラインで申請しましたが、差戻されました。どうすればいいですか。	差戻し理由や、修正が必要な項目（赤字部分）を参考に修正し、差戻された申請番号で申請してください。新しい申込番号で申請した場合は、差戻された申込番号の申請分の取下げを必ずお願いします。 なお、修正が必要な項目が不明な場合は、こども青少年局管理課までお問い合わせください。【電話番号：06-6208-9966／メールアドレス： funin@city.osaka.lg.jp 】	申請方法
49	助成金の振込時期はいつごろになりますか。	申請からお振り込みまでは概ね2～3か月程度かかります。申請受付後書類の審査を行い、承認されましたら決定通知書を郵送にてお送りします。承認決定通知書到着から約1か月をめぐり、ご指定の金融機関の口座あてに助成金をお支払いします。なお、年度末などの繁忙期に重なる場合は、さらに時間を要しますので予めご了承ください。	申請方法